

中古車部会規約

一般社団法人長野県自動車販売店協会

(一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部)

中古車部会規約

(目 的)

第1条 この規約は、一般社団法人長野県自動車販売店協会（以下「協会」という。）「部会に関する規程」第6条及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会長長野県支部（以下「支部」という。）「規約」第34条に基づき、中古車部会の組織、業務、運営等に関し定めることを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 この部会の名称は、「中古車部会」と称し、組織は、別紙1のとおりとする。

(業務内容)

第3条 中古車部会の業務は、以下の中古車問題に係わる諸施策等重要事項について調査審議する。

- (1) 割賦販売法と特定商取引法の円滑な実施及び過当販売競争の防止に関すること
- (2) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること
- (3) 協会の事業活動（各種イベント事業、中古車オートオークション等）の企画・運営に関すること
- (4) その他必要と認める事項

(部会の運営)

第4条 中古車部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数の賛成により決する。
- 3 中古車部会には、協会「部会に関する規程」第9条に基づき、小委員会を設置する。
- 4 中古車部会には、オートオークション事業を推進するための専門機関として運営委員会及びその下部組織として実行委員会を設置することができる。

(部会委員及び小委員)

第5条 部会委員は、各会員が適任者1名を選出し、推薦名簿により届け出るものとする。

- 2 小委員及び小委員長は、部会委員の中から部会長が指名する。

(実施要領)

第6条 この規約に定めるもののほか、オートオークション事業に関する規程（NDAA規約等）は別に定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるほか細部の取決め事項は、中古車部会が定める。

付則

この規約は、令和元年10月21日から施行する。

(別紙1)

中古車部会組織図

(令和元年10月21日現在)

